

調達管理番号：20a01008

国名：ウズベキスタン

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：ウズベキスタン国アラル海地域における水利用効率と塩害の制御に向けた気候にレジリエントな革新的技術開発に係る詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月上旬から2021年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：現地 0.67M/M、国内 0.25M/M、合計 0.92M/M
- (3) 業務日数：国内準備 3日 第1次現地調査 20日 整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年1月27日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年2月8日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 26点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 30点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力

16点

④その他学位、資格等

16点

(計100点)

類似業務	各種評価業務（農業分野に関する評価業務を高く評価する）
対象国／類似地域	ウズベキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

乾燥地が広がる中央アジアでは、ソ連時代に大規模な灌漑農地が開発され、主に、綿花や小麦の単一栽培を中心とした大規模灌漑農業が長年行われて来た。その結果、中央アジアにおける主な水源である国際河川アムダリア川とシルダリア川からの大量の取水は、アラル海の縮小を引き起こし、その結果、生態系に壊滅的な打撃を与え、周辺住民に深刻な健康被害も発生している¹。また、杜撰な水管理が原因となり、土壌や地下水を含めた塩性化、水不足などが発生した結果、作物収量が低下し、耕作放棄地も増加している²。さらに近年の高い人口増加率、都市化の進行、少量で不安定な水資源、気候変動による干ばつの頻発化など複数の構造的な要因がさらに農業における水ストレスや土壌と水の塩性化を深刻化させている。そのため、水利用の効率化と農業生産の多様化、塩害対策がウズベキスタンのみならず、地域共通の課題となっている。

このような背景から、ウズベキスタン政府は、特に干ばつ及び塩害の被害が著しいカラカルパクスタン自治共和国及びアムダリア川の支流であるカシュカダリア上流域において、水資源の動態、植物蒸散、土壌中塩分の移動等を科学的に評価して対象地域で利用可能な水資源量を算定し、もって対象地域に最適な気候変動対応型農業の構築を目指している。

かかる状況を踏まえ、ウズベキスタン政府はアラル海流域国際イノベーションセンターを主な実施機関とし、京都大学（代表機関）等の日本側研究機関との協力による地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト(SATREPS)を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト（SATREPS）の仕組み及び手続を十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員、大学関係者、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持

¹ アラル海の旧湖底から塩を含んだ砂が巻き上がることなどが原因。

² ウズベキスタンでは、独立後作物収量が20-30%減少したと報告されている（世銀、2018年）。

続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021 年 3 月上旬～3 月下旬)

- ① 要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関への事前質問項目(案)を取りまとめる。
- ⑤ PDM 案(和文・英文)、PO (Plan of Operation) 案(和文・英文)、および事業事前評価表案(和文)の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2021 年 4 月上旬～同月下旬)

- ① JICA ウズベキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② ウズベキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ウズベキスタンの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) ウズベキスタンの案件関連分野における開発動向
 - ウ) ウズベキスタン側の実施体制(組織・予算・人員)
 - エ) 他ドナーの援助動向及び民間企業の水産・養殖分野にかかる動向
- ④ 調査団及びウズベキスタン側関係機関と協議のうえ、PDM(案)(英文・和文)、PO(案)(英文・和文)、ミニッツ(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑤ ウズベキスタン側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ウズベキスタン事務所、在ウズベキスタン日本大使館等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 5 月上旬～同月中旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 5 月 15 日までに提出。

事前評価表(案)(和文)、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を参考資料として添付し、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書につ

いて」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積書に計上してください。)

航空経路は、日本⇒タシケント⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

なし

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年4月上旬～2021年4月下旬を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括 (JICA)

イ) 研究総括 (国内研究機関)

ウ) 乾燥地農業 (国内研究機関)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 研究調整 (JST)

カ) 評価分析 (コンサルタント)

※ウ)、オ)はJST経費による派遣。

③便宜供与内容

JICAウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

あり (英語⇄ロシア語又は現地語)

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

JICAが必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

1) 配布(貸与)資料

①本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

(TEL:03-5226-3156) にて配布します。

・要請書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

2) 公開資料 (JICA ホームページに掲載)

以下の資料については、JICA ウェブサイトからダウンロード可能。

①「ウズベキスタン共和国水管理改善プロジェクト終了時評価調査報告書」(国際協力機構、2012年12月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12114385.pdf>

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所及び在ウズベキスタン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やウズベキスタン政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上